

## 5 移動支援事業（個別支援型）

屋外での移動が困難な障害者（障害児）を対象に、生活する上で必要な外出や余暇活動等を行う場合に介護員が付添って外出を支援します。ただし、対象者や外出に制限があり、利用者は費用の1割を負担する（生活保護受給世帯は負担なし）ことになります。

利用対象者（ただし、重度訪問介護受給者や行動援護受給者を除く）

- ① 屋外での移動に著しい制限のある知的障害者（児）・視覚障害者（児）
- ② 身体障害者手帳の1級で両上肢及び両下肢の機能障害のある全身性障害者（児）
- ③ 一人での外出が困難な精神障害者

支援対象外の外出

- ① 通勤や営業活動等の経済活動にかかる外出
- ② 通年かつ長期にわたる外出
- ③ 社会通念上、適当でない外出
- ④ 1日の範囲で用務を終えることができない外出
- ⑤ 介護給付等でサービスが受けられる場合

## 6 各種手当について

障害者（障害児）や養育者に対し支給される手当は次のとおりです。

### 1) 特別児童扶養手当

障害児を養育している牟岐町在住の方に対し支給します。ただし、障害児やその養育者の状況により、支給制限があります。

令和2年度は 月額 1級 52,500円  
2級 34,970円

### 2) 特別障害者手当

在宅の最重度障害者で、常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の方に対し、令和2年度は月額27,350円を支給します。

### 3) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の方に対し、令和2年度は月額14,880円を支給します。



詳しくは……

牟岐町役場住民福祉課 障害福祉担当まで（TEL 0884-72-3416）

～障害をお持ちのみなさまへ～

# 各種給付制度・ 手当のご案内



## 1 日常生活用具給付制度

重度の身体障害者の方などの利便を図るため、日常生活用具を支給します。利用者は、原則として費用の1割を負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

<日常生活用具参考例>

種 目	品 目	対 象 要 件
介護・訓練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす※1 訓練用ベッド※1	
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 (頭部保護帽：上記障害及びてんかんの発作等による転倒の危険性が高い知的障害者・精神障害者)
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害

種 目	品 目	対 象 要 件
在宅療養等支援用具	盲人用体重計	視覚障害
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由で発声発語に著しい障害がある
	情報・通信支援用具※2	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能障害もしくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害	
点字図書		
排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストマ造設 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 高度の排尿機能障害
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※1 障害児のみ

※2 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいいます。

## 2 補装具費給付制度

身体機能を補うために必要な補装具の購入費や修理費を支給します。利用者は、原則として費用の1割を負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

### <補装具参考例>

種 目	名 称	種 目	名 称
義 肢	義 手	盲 人 安 全 つ え	
	義 足	義 眼	
装 具	下 肢	眼 鏡	矯正眼鏡
	靴 型		遮光眼鏡

種 目	名 称	種 目	名 称
装 具	体 幹	眼 鏡	コンタクトレンズ
	上 肢		弱視眼鏡
車 い す	普通型	補 聴 器	ポケット型
	リクライニング式普通型		耳掛け型
	手動リフト兼用型		耳あな型
	前方大車輪型		骨導型
	リクライニング式前方大車輪型	座位保持装置	姿勢保持機能付車いす
	片手駆動型		姿勢保持機能付電動車いす
	リクライニング式片手駆動型	座 位 保 持 い す*	
	手押し型	座 位 保 持 具*	
	リクライニング式手押し型	歩 行 器	
	電 動 車 い す	普通型（4.5km/h）	頭 部 保 持 具*
普通型（6km/h）		排 便 補 助 具*	
手動兼用型		歩 行 補 助 つ え	
リクライニング式普通型		重度障害者用意志伝達装置	
電動リクライニング式普通型			
電動リフト式普通型			

※印は障害児のみ

## 3 住宅改造費給付制度（重度身体障害者住宅改造助成事業）

身体障害者手帳の1級又は2級の視覚障害者及び肢体不自由者、かつ所得税非課税世帯に属する方を対象に、障害者の自立促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費の一部（上限90万円・経費の2/3）を助成します。

## 4 日中一時支援事業

知的障害者及び障害児を日常的に介護している家族等の就労支援や一時的な休息のため、障害者等の一時的な見守り等の支援が必要な場合に、日中の活動の場を提供します。ただし、利用回数に制限があり、利用者は原則として費用の1割を負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

